入　札　公　告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成27年7月13日

支出負担行為担当官
沖縄防衛局長　井上　一徳

1　業務内容等
(1)　業 務 名　嘉手納飛行場第３ゲート付近交通量調査
(2)　業務場所　嘉手納飛行場第３ゲート付近
(3)　業務内容　嘉手納飛行場第３ゲート付近（県道２６号線と県道７４号線の合流箇所及び県道２６号線と米軍知花ゴルフ場進入路の合流箇所）における、交通量、渋滞長調査、渋滞区間通過時間調査を行うものとする。また同箇所において在日米軍の現況及び将来の交通状況に関するデータの提出を受け、提出されたデータと第３ゲート付近で調査したデータをもとに将来における交通状況のシミュレーションを実施し、渋滞緩和策の検討を行う。
※調査日数：４日(平日（２日)、休日（２日))
※調査時間：交通量調査（昼１２時間)、渋滞調査（朝夕３時間）
(4)　履行期間　契約締結の翌日から平成28年3月31日まで

2　競争参加資格
(1)　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
(2)　平成２５・２６・２７年度防衛省所管の競争参加資格（全省庁統一資格）において、「役務の提供等」の（調査・研究）で、ＣまたはＤ等級の格付を受け、九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
(3)　契約担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
(4)　平成１７年度以降に、交通量調査業務を履行した実績を有すること。
(5)　沖縄県内に本店、支店、又は営業所が所在すること。

3　入札手続等
(1)　担当部局
〒904-0295　沖縄県中頭郡嘉手納町字嘉手納290-9
沖縄防衛局総務部会計課会計係　　電話　098-921-8181（133）
(2)　入札説明書等の交付期間等
平成27年7月13日(月)から平成27年7月29日(水)まで（行政機関の休日を除く。）の毎日、午前９時から午後５時まで。(ただし、正午から午後１時までの間を除く。)、担当部局にて上記２(2)に掲げる競争参加資格の格付を受けている者又は取得見込者に対し交付する。
なお、交付については貸与とし、開札日から14日以内に返却するものとする。(郵送等による場合は期限内必着。)
(3)　入札及び開札の日時等
平成27年7月30日(木)　午前１０時００分　沖縄防衛局　４階　講堂３
入札書は持参すること。

４　その他

(1)　入札保証金及び契約保証金　免除。

(2)　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3)　落札者の決定方法　予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4)　契約書作成の要否　要

(5)　関連情報を入手するための照会窓口　上記３(1)に同じ。

(6)　詳細は入札説明書による。

(7)　都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者は、競争参加を認めない。

嘉手納飛行場第３ゲート付近交通量調査
及び交通シミュレーション業務

特　記　仕　様　書

平成２７年７月

沖縄防衛局企画部

第１　総則

１．適用範囲

この仕様書は、嘉手納飛行場第３ゲート付近交通量調査及び交通シミュレーション業務（以下「本調査」という。）に適用する。

２．用語の定義

ア　「発注者」とは、支出負担行為担当官若しくは分任支出負担行為担当官又は契約担当官若しくは分任契約担当官をいう。

イ　「受注者」とは、業務の実施等に関し、発注者と請負契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。

ウ　「監督官」とは、契約図書に定められた範囲内において受注者又は現場代理人に対する指示、承諾又は協議の職務を行うもので、発注者が定め受注者に通知した者であり、総括監督員、主任監督員、監督員を総称していう。

エ　「指示」とは、受注者が監督官に対し、書面により業務上の行為に同意することをいう。

オ　「報告」とは、受注者が監督官に対し、業務の遂行に関わる事項について、書面をもって知らせることをいう。

カ　「承諾」とは、受注者が監督官に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、監督官が書面により業務上の行為に同意することをいう。

キ　「協議」とは、書面により契約図書の協議事項について、発注者と受注者が対等の立場で合議することをいう。

ク　「提出」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、作成年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又はＥメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

ケ　「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、作成年月日を記録し、署名又は捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、ファクシミリ又はＥメールにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し替えるものとする。

コ　「補正」とは、発注者が検査時に受注者の負担に期すべき理由による不良箇所を発見した場合に受注者が行う訂正、その他の措置をいう。

３．業務管理

本調査の受注者は、本仕様書によるほか、「交通調査マニュアル」及び「交通渋滞実態量調査マニュアル」（以下「渋滞調査マニュアル」と記す。）に準拠し、発注者の指示に従い実施するものとする。

４．履行期間

契約締結の翌日から平成２８年３月３１日まで

５．管理技術者

本調査に従事する管理技術者は、交通量調査に関する知識・経験を有し、本調査の目的を充分把握できる技術者とする。

６．観測準備

観測に要する夜間照明器具・机・椅子・借家料等の経費はすべて受注者の負担とする。

７．土地の立ち入り等

１）　受注者は現地調査等を実施するため国有、公有、又は私有の土地に立入る場合はあらかじめ監督官に報告するとともに受注者の責任において関係者と緊密且つ充分なる協調を保ち円滑な調査の進捗を期さなければならない。

２）　受注者は現地調査のため宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立入る場合はあらかじめ占有者に通知しなければならない。

ただし占有者に対してあらかじめ通知することが困難であるときは占有者に迷惑をおよぼさないよう十分注意して立入るものとし、この場合において遅滞なくその旨を占有者に通知しなければならない。

３）　受注者は現地調査のため植物、かき、さく等の伐除又は土地もしくは工作物を一時使用する場合は所有者の承諾を得て行うものとする。この場合において生じた損失は受注者が負担するものとする。

８．図面の貸与及び返還

１）受注者は特記仕様書に貸与することを定められた図面及びその他必要とする資料等を監督官から貸与されるものとする。

２）受注者は貸与された図面及び資料等を調査に不要となった場合はただちに汚損なく返還しなければならない。

９．作業の進め方

現場代理人及び管理技術者は、常に監督官と連絡を計りながら作業を進め、各段階の作業が完了するごとに監督官に報告し、その指示により次の作業を進めなければならない。

また、調査上重要な事項についてはあらかじめ監督官と打合せ、その承諾を得なければならない。

10．関係官庁その他への手続き等

１）受注者は調査実施のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは監督官と打合せのうえ受注者において迅速に処理しなければならない。

２）受注者は関係官公庁その他に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を監督官に申し出て協議するものとする。

11. 成果品

成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾を受けないで他に公表、貸与又は使用してはならない。

12. 検 査

受注者は、完了検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を整えておくものとし、管理技術者が立会のうえ検査を受けなければならない。

13. 関係法規等の遵守

関係法規等の遵守については、違反のないように充分注意しなければならない。

14. 機密の厳守

受注者は、本調査に関するすべての事項について機密を厳守し、他に漏らしたり転用したりしてはならない。

15. 安全等の確保

本調査の実施にあたって、現道上で交通危害の恐れがある場合には、有能な保安要員を配置し、現道交通の確保に努めるものとする。付近住民の生活環境を犯さないよう充分注意しなければならない。

16. 疑 義

その他、本調査について、疑義が生じた場合は、発注者と受注者間で協議をするものとする。

第２　交通量（渋滞状況等）調査

１．調査の目的

本調査は、嘉手納飛行場第３ゲート付近における交通量（渋滞状況等）の現況を把握し、今後、米軍施設からの交通量が変化した場合の交通シミュレーションを実施して、交通影響分析を行い、渋滞緩和策を検討することを目的とする。

２．調査計画

ア　受注者はあらかじめ調査実施に必要な調査計画書を監督官に提出しなければならない。この場合、次の事項について記載するものとする。

(1) 調査内容（目的、概要）
(2) 調査の箇所、順序及び方法
(3) 調査工程表
(4) 調査組織表（作業の班編成とその内容及び責任者）
(5) その他必要事項

イ　調査計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合にはその都度変更に関連するものについて、変更計画書を提出しなければならない。

３．調査内容

嘉手納飛行場第３ゲート付近（県道２６号線と県道７４号線の合流箇所及び県道２６号線と米軍知花ゴルフ場進入路の合流箇所）における、交通量、渋滞長調査、渋滞区間通過時間調査を行うものとする。また同箇所において在日米軍の現況及び将来の交通状況に関するデータの提出を受け、提出されたデータと第３ゲート付近で調査したデータをもとに将来における交通状況のシミュレーションを実施し、渋滞緩和策の検討を行う。調査方法は「交通調査マニュアル」及び「渋滞調査マニュアル」に準ずるものとする。

1）調査日

４日　（平日（２日)、休日（２日))

なお、調査日は発注者の指示によるものとする。

2）調査時間

（交通量調査）

昼１２時間（０７００～１９００）

（渋滞調査）

各日朝方（０６３０～０９３０）３時間

夕方（１６００～１９００）３時間

3）調査箇所

別図のとおり。

４．報告書作成

本調査及び現況及び将来シミュレーションの成果は、図、表、イラスト等を用いて分かりやすくとりまとめるものとする。また、調査結果を基に渋滞原因等を整理し、考えられる渋滞緩和策を盛り込むものとする。

５．その他

本仕様書及び添付図面は､本調査に必要な諸元及び資料のうち主要な事項のみを示したものであるから、これらに記載していない事項についても、技術上必要と認められるものについては、責任をもって充足しなければならない。